

宇都宮大学地域共生研究開発センター機器の学外者利用に関する規程実施細則

学長裁定 平成 22 年 3 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宇都宮大学地域共生研究開発センター機器の学外者利用に関する規程（以下「規程」という。）第 2 条、第 3 条及び第 9 条の規定に基づき、宇都宮大学地域共生研究開発センター（以下「センター」という。）機器の学外者利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続き)

第 2 条 規程第 2 条に規定する利用申請書は、地域共生研究開発センター機器の学外者利用申請書（別紙様式 1）によるものとする。

2 前項の利用申請書は利用希望日の 1 ヶ月前までにセンター長へ提出しなければならない。

3 規程第 2 条に規定する利用許可は、地域共生研究開発センター機器の利用許可書（別紙様式 2）の交付により行うものとする。

4 前項の利用許可書は、遅くとも利用開始日の 1 週間前までにセンター長から利用者に対し交付しなければならない。

(利用料金)

第 3 条 規程第 3 条第 1 項に規定する利用料金は、地域共生研究開発センター機器の一覧及び学外者利用料金表（別表 1）のとおりとする。

(利用料金の収納)

第 4 条 規程第 3 条第 3 項に規定する利用料金収納依頼書は、地域共生研究開発センター機器の利用料金収納依頼書（別紙様式 3）によるものとする。

附 則

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。